



令和6年度分 市民税 県民税 申告書

税 理 士
署 電 話 番 号
※お問い合わせ番号

※印の欄は記載しないでください。

分 離 課 税 に 係 る 所 得 等 が あ る 方 は 、「 市 民 税 ・ 県 民 税 申 告 書 (分 離 課 税 等 用) 」 を あ わ せ て 提 出 し て く だ さ い 。 寄 附 金 に 関 す る 事 項 の 記 載 欄 は 裏 面 に あ り ま す 。	(宛 先) 名古屋市	現 住 所	業種又は職業		
	市税事務所長 提出年月日 年 月 日 6	1月1日現在の住所	名古屋市	電話番号	
		フリガナ	個人番号		
		氏 名	世帯主の氏名		
		生年月日	年 月 日	続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
		円	
	合 計		
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	円	円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	円	円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	円	円	
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還	⑱ □ ひとり親控除 (学校名)	
	⑲ □ 勤労学生控除		
⑳ 障害者控除	フリガナ	障害の程度	級度
	氏 名		
	個人番号		
	フリガナ	障害の程度	級度
氏 名			
個人番号			
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	生年月日	・ ・
	氏 名	配偶者の合計所得金額	円
㉓ 扶養控除	フリガナ	生年月日	・ ・ 続柄
	氏 名	同居・別居の区分	
	個人番号		控除額 万円
	フリガナ	生年月日	・ ・ 続柄
氏 名	同居・別居の区分		
個人番号		控除額	
フリガナ	生年月日	・ ・ 続柄	
氏 名	同居・別居の区分		
個人番号		控除額	
フリガナ	生年月日	・ ・ 続柄	
氏 名	同居・別居の区分		
個人番号		控除額	

㉔ 16歳未満の扶養親族(控除対象扶養親族)	フリガナ	生年月日	・ ・ 続柄
	氏 名	同居・別居の区分	
	個人番号		控除額
	フリガナ	生年月日	・ ・ 続柄
氏 名	同居・別居の区分		
個人番号		控除額	
フリガナ	生年月日	・ ・ 続柄	
氏 名	同居・別居の区分		
個人番号		控除額	

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差し損失額のうち災害関連支出の金額
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	円	円	

※ 処 理 欄	身 元 確 認		番 号 確 認	
	□済(個・運・代・税・保・申・他()) □未済		□済(個・通・住・シ) □未済	
	補完			

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農 業	イ		
	不動産	ウ		
	利 子	エ		
	配 当	オ		
	給 与	カ		
	雑	公的年金等	キ	
		業 務	ク	
		そ の 他	ケ	
	譲渡合	短期	コ	
長期		サ		
一	時	シ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
	農 業	②		
	不動産	③		
	利 子	④		
	配 当	⑤		
	給 与	⑥		
	雑	公的年金等	⑦	
		業 務	⑧	
		そ の 他	⑨	
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		
総合譲渡・一時	⑪			
合 計	⑫			
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉓		
	基礎控除	㉔		
	⑬から㉔までの計	㉕		
雑損控除	㉖			
医療費控除	㉗			
合計(㉕+㉖+㉗)	㉘			

地方税法附則第4条の4(セルフメディケーション税制)の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

コード	△	コード	△
障害者 同 特 他 障 障 障	寡 本 勤 徴 表 白 専 従 者 修 婦 障 学 収 内 青 配 他 正	特・普・併	資料(有・無)

お問い合わせ番号

この申告書を提出した方は事業税の申告書の提出する必要があります。

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得がある方で、源泉徴収票がない方は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					円
合 計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	円
	長 期					円
一 時						円
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに記入してください。 右のロの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。				ニ 合 計 イ＋[(ロ＋ハ)×1/2]		

11 事業専従者に関する事項

フリガナ		続柄		生年		・	・
1 氏 名				月 日			
個人番号		従事月数		専従者給与(控除)額			円
フリガナ		続柄		生年		・	・
2 氏 名				月 日			
個人番号		従事月数		専従者給与(控除)額			
フリガナ		続柄		生年		・	・
3 氏 名				月 日			
個人番号		従事月数		専従者給与(控除)額			
所得税における青色申告の承認の有無				合 計 額			

13 事業税に関する事項

非課税所得	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の廃業	月 日	
□ 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	個人番号									住所	国外居住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
1 氏 名												
フリガナ	個人番号									住所	国外居住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
2 氏 名												
フリガナ	個人番号									住所	国外居住	□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
3 氏 名												

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特別認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄		生年		・	・
氏 名			月 日			
個人番号						
特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所				

◆記載についてお願い◆ 令和5年中に所得がなかった方は、この欄に令和5年中の生活状況などを記入してください。

1. 扶養親族になっている。 (あなたを扶養している方の住所・氏名・続柄) 住所 _____ 氏名 _____ あなたとの続柄 _____	3. 病気療養中又は失業中である。 病気療養:期間 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ ____ 年 ____ 月 ____ 日 失業:期間 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ ____ 年 ____ 月 ____ 日
2. 学生である。(令和6年1月1日現在) 学校名 _____ ____ 学部 ____ 学科 ____ 年在学中 (卒業予定 ____ 年 ____ 月)	4. その他 _____ _____ _____

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。
この申告書に記載された情報は、ご本人の同意や法令に定められた場合を除いて、市税の課税や徴収の目的以外には利用しません。